

公益財団法人琉球大学後援財団奨学事業
「琉球大学税理士育成奨学金」 2023年度奨学生募集要項

平成28年7月13日制定

1. 趣旨

琉球大学の学部学生及び大学院学生に対し税理士資格取得のため奨学金を支給し、有為な人材の育成を図ることを目的とする。

2. 奨学生の対象要件

- ①琉球大学に在籍する学部学生(留年生を除く)及び大学院学生で、税理士資格取得のため受験勉強中の者で、税理士試験1科目以上合格者であること。
- ②学業成績及び経済状況については特に問わない。
- ③奨学金の給付は、一人1回だけで過去に給付を受けた者は対象外である。
- ④他の奨学金等を受給している者でも対象となる。

3. 支給人数

毎年度、学部学生及び大学院生の合計3名まで支給することができる。

4. 奨学金の支給額

一人当たり年額10万円とする。この奨学金は給付とし、返済義務はない。

5. 奨学金支給期間

この奨学金は、平成29年度から支給開始し、財源がなくなり次第終了する。

6. 必要書類

- ①本人作成の奨学金申請書(様式1)
- ②指導教員作成の奨学生推薦書(様式2)
- ③成績証明書
- ④税理士試験科目合格者証明書

7. 奨学生の選考及び決定

奨学生の選考は、琉球大学後援財団理事長から琉球大学長へ推薦を依頼し、琉球大学学生生活委員会で選考の上、琉球大学長は同理事長に奨学生を推薦する。推薦された者は、琉球大学後援財団に置く琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会で審議し、琉球大学後援財団理事会で決定する。

8. 採否の通知方法

琉球大学後援財団理事長から琉球大学長宛てに、奨学生の決定について通知し、琉球大学長は当該学生に対して通知する。

9. 給付手続き

琉球大学後援財団事務室(琉球大学 本部棟1階、内線2014、外線098-895-5793)において行う。